

寄附金の損金算入に関する明細書

事年	業 度	法人名		
公益法人等以外の法人の場合				
一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 の 計 算	支 出 し た 寄 附 金 の 額	指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (41の計)	1	円
		特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 額 (42の計)	2	
		そ の 他 の 寄 附 金 額	3	
		計 (1) + (2) + (3)	4	
		完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額	5	
		計 (4) + (5)	6	
		所 得 金 額 仮 計 (別表四「26の①」)	7	
	限 度 額 の 計 算	寄 附 金 支 出 前 所 得 金 額 (6) + (7) (マイナスの場合は0)	8	
		同 上 の $\frac{2.5 \text{又は} 1.25}{100}$ 相 当 額	9	
		期 末 の 資 本 金 の 額 及 び 資 本 準 備 金 の 額 の 合 計 額 又 は 出 資 金 の 額 (別表五(一)「32の④」+「33の⑤」)	10	
		同 上 の 月 数 換 算 額 (10) × $\frac{\quad}{12}$	11	
		同 上 の $\frac{2.5}{1,000}$ 相 当 額	12	
		一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 (9) + (12) × $\frac{1}{4}$	13	
特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 の 計 算	寄 附 金 支 出 前 所 得 金 額 の $\frac{6.25}{100}$ 相 当 額 (8) × $\frac{6.25}{100}$	14		
	期 末 の 資 本 金 の 額 及 び 資 本 準 備 金 の 額 の 合 計 額 又 は 出 資 金 の 額 の 月 数 換 算 額 の $\frac{3.75}{1,000}$ 相 当 額 (11) × $\frac{3.75}{1,000}$	15		
	特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 の 特 別 損 金 算 入 限 度 額 ((14) + (15)) × $\frac{1}{2}$	16		
	特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 の 損 金 算 入 額 ((2) + ((14) + (16)) のうち少ない金額)	17		
指 定 寄 附 金 等 に 関 す る 明 細	指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (1)	18		
	国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 本 店 等 に 対 す る 内 部 寄 附 金 額 (4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4) - (19)	19		
	損 金 算 入 限 度 額 の 計 (21) + (22) + (23)	20		
	同 上 の うち 損 金 の 額 に 算 入 さ れ ない 金 額 (20) - ((9) + (13)) - (17) - (18)	21		
	国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 本 店 等 に 対 す る 内 部 寄 附 金 額 (19)	22		
	完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額 (5)	23		
	計 (21) + (22) + (23)	24		
	計	24		
指 定 寄 附 金 等 に 関 す る 明 細				
寄 附 し た 日	寄 附 先	告 示 番 号	寄 附 金 の 使 途	寄 附 金 額
				41
				円
計				
特 定 公 益 増 進 法 人 若 し く は 認 定 特 定 非 営 利 活 動 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 又 は 認 定 特 定 公 益 信 託 に 対 す る 支 出 金 の 明 細				
寄 附 し た 日 又 は 支 出 し た 日	寄 附 先 又 は 受 託 者	所 在 地	寄 附 金 の 使 途 又 は 認 定 特 定 公 益 信 託 の 名 称	寄 附 金 額 又 は 支 出 金 額
				42
				円
計				
そ の 他 の 寄 附 金 の うち 特 定 公 益 信 託 (認 定 特 定 公 益 信 託 を 除 く。) に 対 す る 支 出 金 の 明 細				
支 出 し た 日	受 託 者	所 在 地	特 定 公 益 信 託 の 名 称	支 出 金 額
				円

別表十四(二) 令五・四・一以後終了事業年度分